

様式1

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 〒410-1194
住 所 静岡県裾野市御宿 1500 番地
氏 名 矢崎総業株式会社
取締役副社長 川口 賢一
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

電波利用料制度のあり方について

電波は有限希少な国民共有の資源であり、貴重な電波資源を極力有効利用すべきことは、十分に認識しており、電波の逼迫状況が極めて深刻化している中で、電波再配分および電波有効利用のための規制緩和等多くの施策が実施されていることについては、大きな評価をしている。

一方で、今回の報告書(案)は、免許不要局から新たに電波利用料徴収の是非が提案されており、IT産業やITS技術開発の発展・普及において重大な阻害要因となると危惧される。

免許不要局からの電波利用料徴収については、下記のような問題点・課題があると考えている。

1. ユビキタスネットワークを構築する上での発展の障壁となる。

電波利用料の徴収はコストアップ要因となり、自由に利用できる環境確保から逸脱する。

特に今後、車両用通信のワイヤレス化が図られるなかで、無線LAN、ブルートゥース、ETC/DSRC やRFID等の免許不要無線機の利用開発が進められており、新たな車内や車外の無線通信化の発展に対して、大きなブレーキとなる恐れがある。

2. 免許不要局は低出力であり、他の無線局に対して侵害の恐れが少なく、また他の無線局からの混信等から保護されていないので、徴収すれば不公平感が増す。

3. 諸外国でも免許不要局からは、電波利用料を徴収していない。新たに徴収することは国際的にも孤立化する恐れがある。